

## 第4回 青梅市公共交通協議会

### 平成24年度業務計画等について

1. 平成24年度業務計画について
2. 検討スケジュールについて
3. 予算について
4. 計画策定業務委託について

平成24年3月23日

## 1. 平成24年度青梅市公共交通協議会業務計画について

平成24年度青梅市公共交通協議会では、平成23年度に引き続き青梅市の地域特性に応じた公共交通網について調査、検討を進め、公共交通計画の取りまとめを行う。

このため、協議会では下記の業務を実施する。

### 記

#### (1) 青梅市公共交通見直し方針の検討

OD調査の実施後にOD調査による課題の整理を行い、それを踏まえて公共交通見直し基本方針を再整理・再確認する。再整理した公共交通見直し基本方針に沿って、地域別や路線別に公共交通見直し方針を検討する。

#### (2) 地域別公共交通の見直し検討

(1)で整理した地域別や路線別に公共交通見直し方針に合わせて、具体的な見直し計画の作成を行う。見直し計画の作成に当たっては、以下の公共交通見直し基本方針の視点から検討を行う。

ア. 公共交通空白地域の改善検討

イ. 利用状況や路線形態からみた既存路線の見直し検討

ウ. 効率的・持続的な運行・運営方法の検討

エ. バス利用促進策の検討

#### (3) 公共交通計画の取りまとめ

公共交通見直し計画案を取りまとめてパブリックコメントを実施し、収集された意見に対する対応検討と必要に応じて計画への反映を行う。

#### (4) その他協議会が必要と認める事項

その他協議会が必要と認める事項について作業を行う。

## 2. 平成24年度青梅市公共交通協議会検討スケジュールについて

	平成 24 年										平成 25 年		
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
(1) 青梅市公共交通見直し方針の検討													
(2) 地域別公共交通の見直し検討													
公共交通空白地域の改善検討													
利用状況や路線形態からみた既存路線の見直し検討													
効率的・持続的な運行・運営方法の検討													
バス利用促進策の検討													
(3) 公共交通計画の取りまとめ													
パブリックコメント													
協議会の開催		⑤		⑥			⑦		⑧			⑨	

### 【協議会の開催テーマ】

第 5 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>○D 調査による課題の整理</li> <li>公共交通見直し基本方針（○D 調査による課題を踏まえて再整理）</li> </ul>
第 6 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域別の公共交通見直し方針</li> </ul>
第 7 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通見直し計画案の検討</li> </ul>
第 8 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通見直し計画案の検討</li> <li>パブリックコメント実施案</li> </ul>
第 9 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメントの結果</li> <li>公共交通見直し計画の取りまとめ</li> </ul>

### 3. 平成 24 年度青梅市公共交通協議会予算について

○ 歳入

単位：円

款	項	目	金額	摘要
1 補助金	1 補助金	1 補助金	6,409,500	青梅市補助金
2 負担金	1 負担金	1 負担金	0	
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	
4 諸収入	1 雑入	1 雑入	100	預金利子
計			6,409,600	

○ 歳出

単位：円

款	項	目	金額	摘要
1 運営費	1 会議費	1 会議費	872,500	委員報償費
	2 事務費	1 事務費	41,800	消耗品費、通信運搬費
2 事業費	1 事業費	1 事業費	5,495,200	コンサル委託料
3 予備費	1 予備費	1 予備費	100	
計			6,409,600	

(注) 歳出予算の流用および予備費の充用は、会長の決定によるものとする。

## 4. 青梅市公共交通計画策定業務委託について

### 青梅市公共交通計画策定業務委託仕様書（案）

青梅市公共交通計画策定業務委託（以下「本業務」という。）の実施にあたっては、本仕様書の規定にもとづくものとする。

#### 1 目的

今日、人口減少社会の到来や超高齢社会の本格化による社会経済状況に変化が見られ、公共交通の果たす役割はますます高まっている。

加えて、青梅市は市域が広く、東部は市街地の形成が進んでいるが、北部、西部には過疎的な地域も存在するなど多様性を有している。

中心市街地も青梅駅、東青梅駅、河辺駅周辺と中心点が3か所あり、それぞれ特色を持ち、市民生活のあらゆる面で中心的役割を担っている。一方、中心市街地の分散化などにより、核となる商業施設の乏しさや小売業の集積水準の低さなどが指摘され、活性化が課題となっている。

こうした時代認識や青梅市の特徴を踏まえ、既存路線バスなどの公共交通や福祉有償運送などの福祉交通の枠組みを横断的にとらえた仕組みや、財政的にも持続可能な取組など地域特性に応じた公共交通網が強く求められている。

このため、平成23年8月に青梅市の公共交通にかかわる関係者が広く参画し、青梅市公共交通協議会を組織した。

本業務は、青梅市の公共交通が抱える課題に対応するため、協議会にて、平成23年度および24年度の2か年で、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条に定める地域公共交通総合連携計画を検討にあたり必要となる調査および対応策の検討、会議の運営等の支援を行うものである。なお、検討等に当たっては、平成23年度の検討結果にもとづき対応する。

#### 2 業務内容

##### (1) 青梅市公共交通見直し方針の検討

平成23年度において検討した青梅市公共交通見直し方針についてバスOD調査の結果等を踏まえ追加検討し整理する。

##### (2) 地域別公共交通の見直し検討

(1)で整理した公共交通見直し方針に合わせ、既存バス路線等の具体的な見直しを実施し、地域別に対応方針を検討し整理する。

##### (3) 公共交通計画の取りまとめ

公共交通計画案を策定し、パブリックコメントを実施する。収集された意見等に対する対応を検討するとともに必要に応じ計画に反映させる。

##### (4) 協議会の運営支援

会議資料や議事録の作成、補助説明、打合せなど協議会運営に必要な支援を行う。

##### (5) その他協議会が公共交通計画取りまとめにあたり必要と認める事項

#### 3 技術者の配置

本業務にあたっては、次の条件を満たす技術者を配置しなければならない。

(1) 管理技術者

- ア 技術士の建設部門（都市及び地方計画あるいは道路）もしくは総合技術監理部門（建設・都市及び地方計画あるいは道路）の資格を有すること。
- イ 交通計画に関連する分野における業務経験が15年以上あること。
- ウ 鉄軌道を除く陸上公共交通に関する計画の調査、検討等の業務経験が1件以上あること。

(2) 照査技術者

- ア 交通計画に関連する分野における業務経験が10年以上あること。
- イ 鉄軌道事業を除く陸上公共交通に関する計画の調査、検討等の業務経験が1件以上あること。

(3) 技術者の変更

配置した技術者の途中変更は認めない。ただし、協議会会長が、病休、退職等やむを得ない理由であると判断し、かつ交代する技術者が同等程度の技術者と認める場合は、この限りでない。

4 委託期間

契約の日から平成25年3月29日までとする。

5 届出書類

(1) 業務着手時

業務着手時に次の関係書類を提出し、承認を受けること。

- ア 着手届、技術者届
- イ 業務工程表
- ウ その他青梅市の例により必要となる関係書類

(2) 業務完了時

業務完了時に次の関係書類を提出し、完了検査を受けること。

- ア 完了届
- イ 納品書
- ウ 成果品
- エ その他青梅市の例により必要となる関係書類

6 資料

協議会は、受託者の求めに応じ、収集提供できる資料を貸与する。受託者は、適切に管理するとともに、業務終了後、速やかに返却するものとする。

7 経費

本業務の実施にあたり、必要となる消耗品費、交通費等はすべて受託者の負担とする。

8 成果品

(1) 計画書

調査、検討結果などをまとめた「青梅市公共交通計画」を作成する。

(2) 印刷物

次の条件を満たす「青梅市公共交通計画」の印刷物を納品する。

- ア 部数  
100部
- イ 仕様

A 4判サイズとし製本を行う。その他の仕様については別途協議する。

(3) 電子データ

印刷物の電子データや計画書の策定過程で収集した資料等を電子データで納品する。記録媒体は 3.5 インチMOディスクあるいは協議会が認める媒体とし、格納ファイル形式はマイクロソフト社製 Word ファイル、同 Excel ファイルあるいは協議会が認めるファイル形式とする。

9 公表および使用

受託者は協議会の許可なく、業務により作成した資料等を公表、貸与、複写することはできない。

10 秘密の保持

本業務を遂行するにあたり、知り得た事実等については、業務終了後もその秘密を保持しなければならない。

11 その他

本業務施行に際して生じた疑義や本仕様書に記載のない事項については、双方協議の上、誠意をもって解決するものとする。

(注意) 契約書については、青梅市標準契約書を準用したものを使用する。